

奄美市教育大綱

～地域の中で教え，学ぶ教育・文化のまちづくり～



市民体育祭（ムカデ競争）



小湊「十五夜綱かつぎ」左綱作成



ナカドゥチェスの生徒達との交流



リュウキュウアユの生態観察



2022（令和4）年7月

奄 美 市

はじめに



平成 27 年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正において、地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱（以下、「大綱」という。）を定めることとなっています。

大綱の目的は、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政と密接な連携が必要となっていることから、地域住民の意向をより一層反映させるとともに地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることにあります。

また、内容については、国が策定する教育の振興に関する施策等を参考に、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされております。

このようなことから、平成 28 年 3 月に奄美市教育大綱を定め、平成 30 年度に改定を行い、本市の教育行政の方向性や目標を明確にまいりました。計画期間の満了にあたり、地方公共団体の長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において、現状の課題や今後の方向性を協議し、奄美市教育大綱を策定いたしました。

今後とも、地域の宝で、未来を担う子どもを安心して生み育てることのできる地域づくり、地域の自然・文化、伝統行事などを次世代に伝承・発展させるまちづくりを進めて参りたいと思います。

また、本市の恵まれた自然や教育風土を生かし、地域に開かれ、地域に根ざしたふるさと教育を推進して、郷土を愛し、郷土に誇りをもつ人づくりを目指した教育施策を展開していくため、事業の充実に努めてまいります。

令和 4 年 7 月

奄美市長 安田 壮平

目 次

1	大綱策定の趣旨	1
2	大綱の位置付け	2
3	大綱の期間	3
4	教育の基本理念	3
5	教育の基本目標	4
6	教育の基本方針	4
7	今後4年間に取り組む施策	
	【1】本市教育の取組における視点	5
	(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重	5
	(2) 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成	5
	(3) 学校・家庭・地域等の積極的な連携・協働	5
	(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承	6
	【2】本市教育施策の方向性	6
	(1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	6
	(2) 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む 教育の推進	6
	(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	7
	(4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	7
	(5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	7
8	基本目標と施策の関連図	8

1 大綱策定の趣旨

大綱は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであります。また、同時に、地域の未来を担う「あまみの子どもたち」一人一人を「光」輝く存在に育成するため、学校教育だけで実現を目指すのではなく、家庭や地域社会がそれぞれの役割や機能を理解し、連携の強化を促すものでもあります。

子どもにとって家庭は、基本的な生活習慣、他者への思いやり、自立心、社会規範などを身に付け、やすらぎや家族団らんを通して人格の基礎が形成される場であります。教育の基本は、まさに家庭にあるといえます。

また、地域社会は、家庭や学校という限られた人とのつながりの枠を越えて、地域行事等を通して、多くの大人との関わりや様々な体験による学びの場として、子どもの健やかな成長のために重要な役割を担っています。

一方、学校には、変化の激しい社会を生きるための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」のバランスのとれた力を育むことやいじめ・不登校など諸課題への対応、特別支援教育体制の充実などが求められています。

地域の宝で、未来を担う子どもたちへの教育は、地域のすべての大人が責を負うものであり、地域に開かれ、地域に根ざす教育の推進を家庭・学校・地域が連携して取り組むことで、変化の激しい社会で、よりよい未来を築き、健やかに生き抜くための「生きる力」を身に付けさせなければなりません。

大人が子どもの成長過程に向き合うことは、大人自身の生き方や姿勢を見つめ直すこととなることから、共に学び続ける必要があります。つまり、教育は、生涯にわたって実践されるものといえます。

このように生涯にわたる教育の実践による人づくりを目指し、本市の教育の振興に関する施策の根本となる「大綱」を策定するものです。

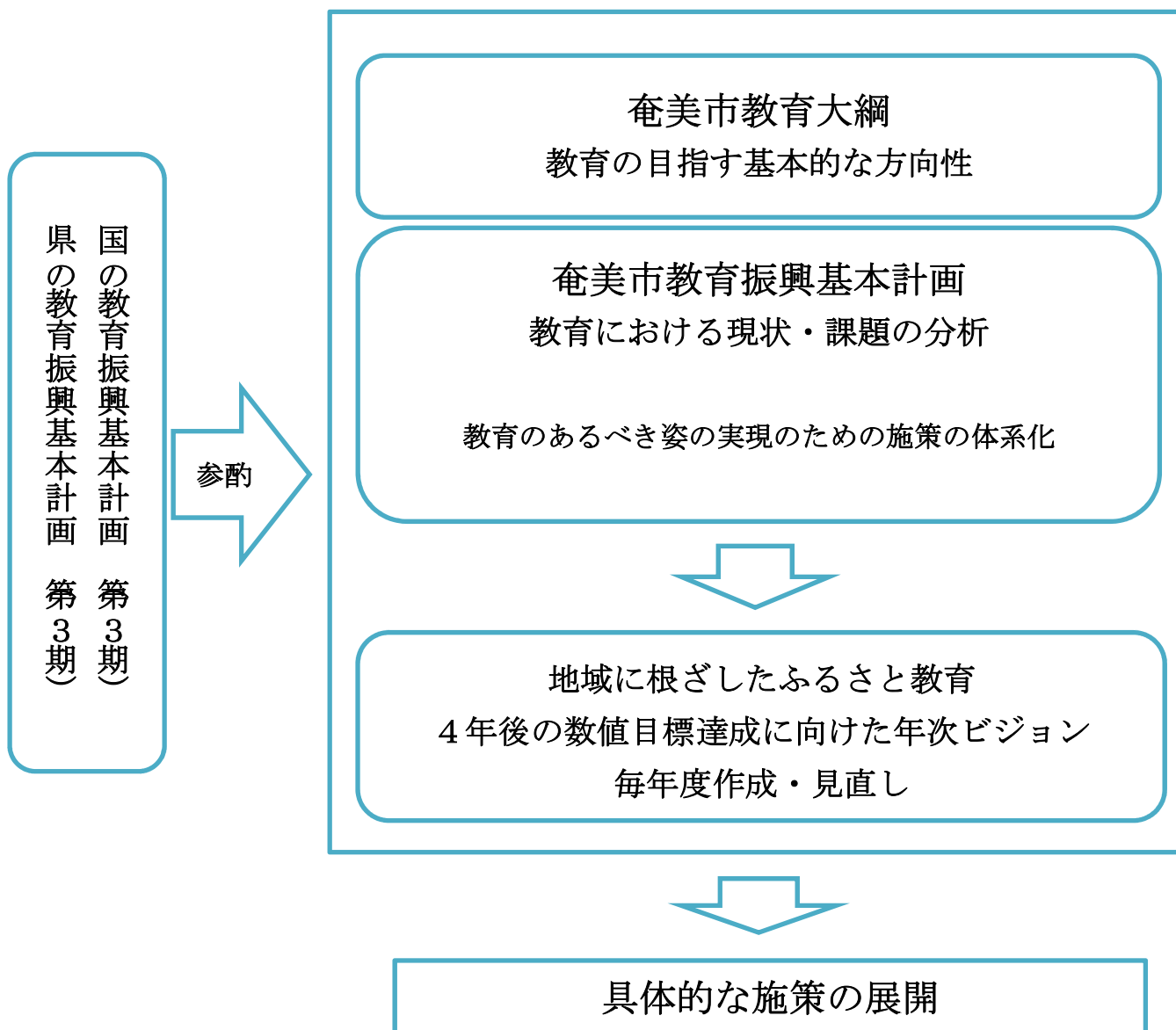
平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長通知（抜粋）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）

（3）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

2 大綱の位置付け



【教育基本法】(抜粋)

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 大綱の期間

教育大綱の対象期間は、市長の任期に合わせることで、市長の任期が令和7年11月30日であることから、令和4年度から令和7年度までの4か年とします。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
奄美市総合計画（後期5ヶ年）									
奄美市教育大綱		奄美市教育大綱（改訂版）			奄美市教育大綱				
奄美市教育振興基本計画					奄美市第2期教育振興基本計画				
共に生きる教育（教育・生涯学習の年度ビジョン）									
			国の第3期教育振興基本計画						
			県の第3期教育振興基本計画						

4 教育の基本理念

本市の掲げる「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷（シマ）」という将来都市像に向けて、まちづくりの基本は、「人づくり」からという考えに立っています。少子高齢化社会が進展する中、未来の希望である子どもを安心して生み育てることができる地域づくりが大切になります。そのために、家庭・学校・地域の連携を強化し、地域の未来を担う子どもの確かな学力の定着と向上を図り、自ら学ぶ意欲と社会情勢の変化に対応できる豊かな心、健康でたくましい体を育てる教育の充実を進めます。

また、市民一人一人が、それぞれのニーズに応じた学習をあらゆる機会に、あらゆる場所で相互に学びあい、支えあい、高めあうことが大切です。そして、その成果を社会に生かすことのできる生涯学習環境を形成し、文化・スポーツに親しみ、地域の自然・文化、伝統行事等を次世代に伝承・発展させるまちづくり、ふるさと奄美を愛し、奄美に誇りをもつ人づくりを進めます。

5 教育の基本目標

- 1 児童生徒の個性、能力及び自主性を尊重し、学校、家庭及び地域社会の者が連携しながら、安全・安心で快適な学校生活を過ごせる教育環境の充実
- 2 地域に開かれた学校づくりや、郷土の教育的風土に根ざした体験活動、地域の文化を生かした郷土学習など、特色ある教育活動の支援
- 3 世代を超えて互いに学び、全ての市民一人一人が生き生きと共に支えあい、地域の特性を生かした多彩な学習と交流が広がるよう、共に生きる社会環境づくりの推進
- 4 歴史的・文化的景観を踏まえた文化財を生かしたまちづくり構想や地域ブランド開発を進め、文化的コミュニティ活動を促進する文化薫るまちづくりの推進
- 5 子どもたちの体力の向上を図るとともに、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備充実の推進



地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり

6 教育の基本方針

地域に根ざしたふるさと教育～あまみの子どもたちを光に～



「ふるさと教育」とは、本市の恵まれた自然や教育的風土を学び、自分が生まれ、育った郷土のよさを実感し、郷土を愛し、郷土の伝統・文化に誇りをもつ子どもを育成することである。さらに、他者との調和を求めながら、思考し、判断し、行動していく能力、また、生命や人権を尊重する心、他人を思いやる心、郷土を愛する心など時代を超えても変わらない価値ある心情を育むものである。あわせて、科学技術の発達や国際化・情報化・少子化・高齢化など社会の変化に主体的に対応していける能力を育成し、大いなる可能性をもつ「あまみの子どもたち」一人一人を「光」輝く存在に育成するものである。

【1】本市教育の取組における視点

基本目標「地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり」の実現に向けて、次の視点から施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育には、「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にすること、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成

時代の変化に対応した教育を行わなければ、硬直した画一的な教育となり、個人や社会の活力を減退させることにもなりかねません。

一人一人の夢の実現に当たっては、社会の変化に柔軟に対応するための創造力や、問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度、また、今後ますます進展するであろうグローバル化や情報化社会に対応できるコミュニケーション能力、ICTを活用する能力等を身に付けた人材の育成を目指します。

(3) 学校・家庭・地域等の積極的な連携・協働

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

学校、家庭、地域等それぞれの本市教育における役割を再度見直し、まずは各々の役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて成果を増幅させるなど、それぞれとの連携や協働を図りながら施策を推進します。

(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

本市には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、シマグチ・島唄・八月踊り・六調踊り等の伝統文化など教育的資源も豊富であり、また、「子どもはシマ（地域・集落）の宝」といって、地域全体で子どもたちを育てる「結の精神」も残っています。

これらの有効活用や未来への継承を図ります。

【2】本市教育施策の方向性

「1 本市教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標の実現のために、今後4年間に取り組む施策の方向性を以下の5点に整理します。

(1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

(2) 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜き、未来を切り拓くためには、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進

します。

(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標が達成されるためには、学校、教職員が役割を十分に果たし、「信頼される」学校づくりを進める必要があります。

また、地方創生の観点から、今後においても、学校と地域が相互にかかわり合い、地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、「地域とともにある学校」づくりが求められています。

また、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

(4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域が担う役割は大きいものがあります。地域の方々との触れ合いを大切にしながら郷土のことを学び、自然や文化、歴史を誇りに思い、いつまでも守り続けたいと思う気持ちを持つ子どもたちを育成するため、今後も、地域において子どもたちを守り育てるための取組を推進します。

(5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子どもから大人まで全ての市民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、豊かな人生を送ることにもつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養かんように必要なものです。

基本目標と施策の関連図

10年後を見据えた教育の姿

【基本目標】 地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり

【基本方針】 地域に根ざしたふるさと教育
～あまみの子どもたちを光に～

今後4年間に取り組む施策

【本市教育の取組における視点】

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- 2 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成
- 3 学校・家庭・地域等の積極的な連携・協働
- 4 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

【本市教育施策の方向性】

